

ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

パレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が激化し、イスラエルの大規模攻撃により、ガザ地区の人道状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」(ユニセフ)とも言われる深刻な状況に直面している。

日本政府は、昨年12月12日の国連総会で、即時の人道的停戦を求める決議に賛成している。

同決議は、ガザ地区での即時の人道的停戦や、民間人の保護に関する国際法上の義務の順守、全ての人質の即時かつ無条件の解放などを求めている。

今こそ全ての当事者、関係各国、国際機関が、外交努力を行い、世界の市民が即時停戦の国際世論を高めるために行動することが強く求められている。

よって、政府においてはガザ地区の危機的現実を直視し、国連総会決議実現のため、引き続き外交努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

鴻 巣 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿